

～北上市補助金のお知らせ～

追加募集分申込締切
令和6年10月31日

草地更新に必要な資材に補助します

■補助金名

北上市自給粗飼料増産対策事業費補助金

■補助対象者

次のすべてに該当する方

- ▶北上市内に住所又は所在地を有し、草地更新に取り組む農業経営体（法人、集落営農を含む）
- ▶市税の滞納がない方

■補助対象経費

草地更新に要する資材の購入経費（種子、肥料、土壌改良剤、農薬等）

■補助金額

補助対象経費の2分の1以内の額とし、補助上限額は次の表のとおりです。

草地更新の種別		補助上限額 (10アールあたり)
完全更新	(プラウにより) 全面耕起(土壌反転耕)をした後に施肥及び播種をする。	15,000円
簡易更新	上記以外の方法で土壌の改良をした後に、施肥及び播種をする。 例) 表層攪拌法: ロータリ、ディスクハロー等で表層を攪拌して播種をする 作溝法: 溝を切り播種をする 穿孔法: 地表に穴をあけて播種をする 部分耕起法: 部分的に耕起して播種をする など	3,000円

1 農業経営体あたりの補助の対象となる面積の上限は、300アールです。
水田活用の直接支払交付金と重複可能。予算の範囲内での交付となります。

■スケジュール

①交付申請

令和6年10月31日(木)までに次の書類を市農業振興課に提出してください。

- ア) 補助金交付申請書
- イ) 自給粗飼料増産対策事業実施計画書
- ウ) 草地更新を行う農地の地番と面積が分かる書類
- エ) 購入する資材の見積書または購入経費が分かるもの
- オ) 税務証明書(市税の滞納がない証明として市民税課で取得)

②交付決定

適当と認められたときは、交付決定通知書により通知します。

③交付請求

草地更新が完了した時は、次の書類を提出してください。

- ア) 補助金交付請求書
- イ) 領収書
- ウ) 作業時の写真

④交付

【お問い合わせ先】

北上市農林部農業振興課園芸畜産係
TEL0197-72-8238 FAX0197-64-2171
E-mail noushin@city.kitakami.iwate.jp

北上市 HP

